

河川協力団体募集要領

1 河川協力団体指定制度の概要

河川協力団体指定制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するものであり、これらの団体を河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

河川協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

2 対象活動及び河川の区間

(1) 河川協力団体として指定される活動は次のとおりです。

- ①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持
- ②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
- ③河川の管理に関する調査研究
- ④河川の管理に関する知識の普及及び啓発
- ⑤上記の活動に附帯する活動

(2) 対象となる河川の区間は次のとおりです（別添平面図参照）。ただし、河川工事等を行っている区間は除きます。

- ①鶴見川のうち、麻生橋上流から新橋上流までの東京都南多摩東部建設事務所が管理する区間
(町田市三輪町4 3 1－1地先から同市上小山田町5 5－1地先まで)
- ②恩田川のうち、都橋下流から主要地方道世田谷町田線（鶴川街道）交差部下流までの東京都南多摩東部建設事務所が管理する区間
(町田市成瀬5 2 1 4－1地先から同市本町田8 8 0－1地先まで)
- ③真光寺川のうち、川内橋上流から広袴橋下流までの東京都南多摩東部建設事務所が管理する区間
(町田市能ヶ谷3－1 1－2地先から同市広袴4－3－9地先まで)
- ④三沢川のうち、京王相模原線三沢川橋梁下流から新きさらぎ橋下流までの東京都南多摩東部建設事務所が管理する区間
(川崎市多摩区菅城下1 3－1 1地先から稲城市坂浜1 4 8 9地先まで)
- ⑤大栗川のうち、新大栗橋下流から久保下橋上流までの東京都南多摩東部建設事務所が管理する区間
(多摩市関戸5－1－1 6地先から八王子市大塚6 5 4地先まで)
- ⑥乞田川のうち、向ノ岡橋下流から稲荷橋上流までの東京都南多摩東部建設事務所が管理する区間

(多摩市関戸 5-1-1 地先から同市鶴牧 1-6-1 5 地先まで)

⑦境川のうち、鶴間一号橋下流から根岸橋上流までの東京都南多摩東部建設事務所が管理する区間

(町田市鶴間 1 1 5 5-1 5 地先から相模原市中央区淵野辺本町 3-3 4-2 7 地先まで)

3 申請資格

申請を行うことができる者は、法人又は河川法施行規則（昭和 40 年建設省令第 7 号）第 33 条の 8 に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

また、対象となる河川の区間において、直近おおむね 5 年間にわたり、河川管理に資する非営利活動を継続的に行っていることが必要です。

- (1) 代表者が定まっていること。
- (2) 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- (3) 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- (4) 法人等の構成員（役員を含む。）が 5 名以上いること。
- (5) 申請時点において、法人等の設立後 5 年以上（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた法人にあっては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過し、その間法人等の規約に大きな変更がないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 直近 1 年間の税を滞納していないこと。
- (9) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。
- (10) 河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体の名称を使用した活動を行わないことを誓約できること。

4 事前説明

申請を希望される場合は、2 に記載の活動内容や 5 に記載の申請書類等について、窓口で個別に事前説明をいたしますので、1 2 に記載の問い合わせ先へご連絡ください。

なお、受付は、土日祝祭日及び年末年始の閉庁日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとします。

5 申請書類

河川協力団体指定申請書（様式第1号）に必要事項を記入して、次に掲げる書類を添えて申請してください。

- （1）法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの。
- （2）活動実績報告書（5年分）→様式第3号
- （3）活動実施計画書（5年分）→様式第4号
- （4）法人等の監査報告書又は収支計算書
- （5）法人等の納税証明書（課税対象団体である場合に限る。）
- （6）確約書（「3申請資格」に記載の（6）、（7）及び（9）の確約）→様式第5号
- （7）誓約書（「3申請資格」に記載の（10）の誓約）→様式第6号
- （8）その他河川管理者が必要と認める書類

※ 留意事項

提出された書類は返却しません。また、申請に必要な一切の費用は申請者の負担となります。

6 募集期間

令和7年9月1日から令和7年10月20日まで（10月20日必着）

7 申請先

下記の申請先に直接持参いただくか、郵送で提出してください。

持参の場合は、土日祝祭日及び年末年始の閉庁日を除く、午前9時から午後5時までとします。

東京都南多摩東部建設事務所管理課河川管理担当 TEL042-720-8628

〒194-0021

東京都町田市中町一丁目31番12号

8 審査方法

提出された書類等に基づき、次に掲げる事項について確認、審査します。

- （1）申請資格
- （2）活動実績報告書の内容（継続性、公共性、活動姿勢）
直近おおむね5年間にわたり河川管理に資する非営利的な活動を継続的に行っており、河川管理者との協力関係が認められ、河川管理に資する活動の支障となる行為を行っていないこと。
- （3）活動実施計画書の内容（実効性、貢献度、協調性）
活動実施計画の実効性、河川管理に対する貢献、活動に当たって地域（住民、

市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

9 審査結果の通知

(1) 河川協力団体の指定を受けることになる法人等に対しては、河川協力団体指定証（様式第2号）を発行します。

また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。

(2) 上記河川協力団体指定証には、法人等の名称及び活動を行う河川の区間を明記し、指定番号を登録します。

(3) 河川協力団体の指定を受けることのできない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知します。

10 指定後の留意事項

(1) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、河川協力団体の業務を適正かつ確実に実施していただきます。

(2) 河川協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出してください。

(3) 河川協力団体の指定を受けた団体が、活動実施計画書を変更しようとするときは、速やかに変更の内容を明らかにする書類を提出してください。

(4) 河川協力団体の指定を受けた団体は、河川管理者の求めに応じ、年に1回以上、活動状況について書面により報告をしてください。なお報告は任意の様式で構いませんが、必ず、活動状況を写した写真、収集資料、調査研究の成果品、普及啓発資料等の活動状況や成果を確認できる資料を添付してください。

(5) 河川協力団体の代表者が変更となった場合や、河川協力団体が解散した場合には、速やかに報告（様式第10号）してください。

11 指定の取り消し

河川協力団体の指定を受けた団体が、次に掲げる事項に該当する場合には、指定が取り消されます。

(1) 河川管理者が河川協力団体に対して行う業務運営についての改善措置命令に違反した場合。

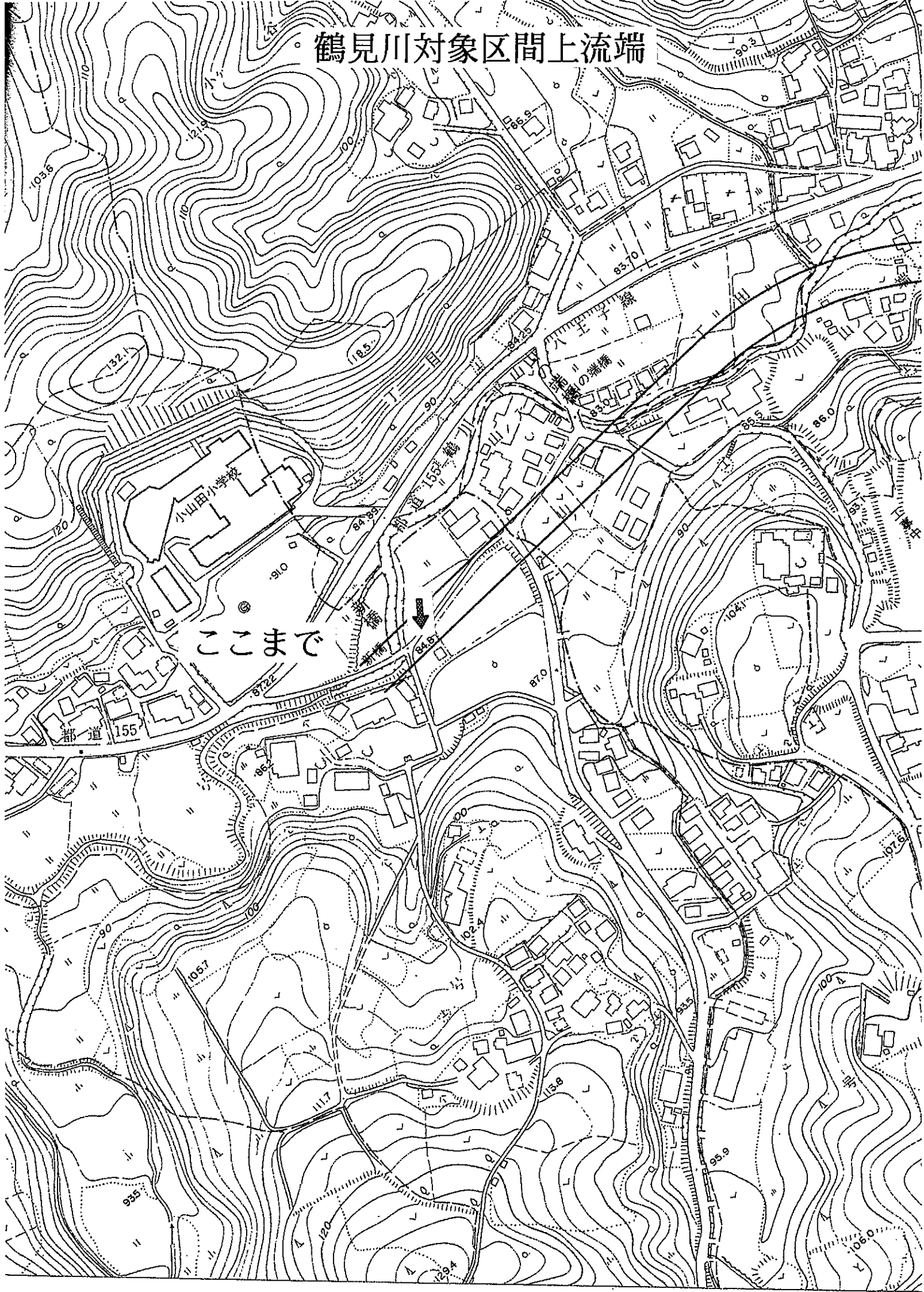
(2) 河川協力団体が詐欺その他不正の手段により指定を受けた場合。

(3) 河川協力団体から指定の取消しの申請があった場合。

12 問い合わせ先

東京都南多摩東部建設事務所管理課河川管理担当 TEL042-720-8628

鶴見川対象区間上流端



恩田川対象区間下流端 南成瀬八丁目

1-1
町田下水処理場

東京電力多摩支店
成瀬変電所

成瀬線10

ここから

藤原建設(株)
資材置場

木・1
作業所

資材置場

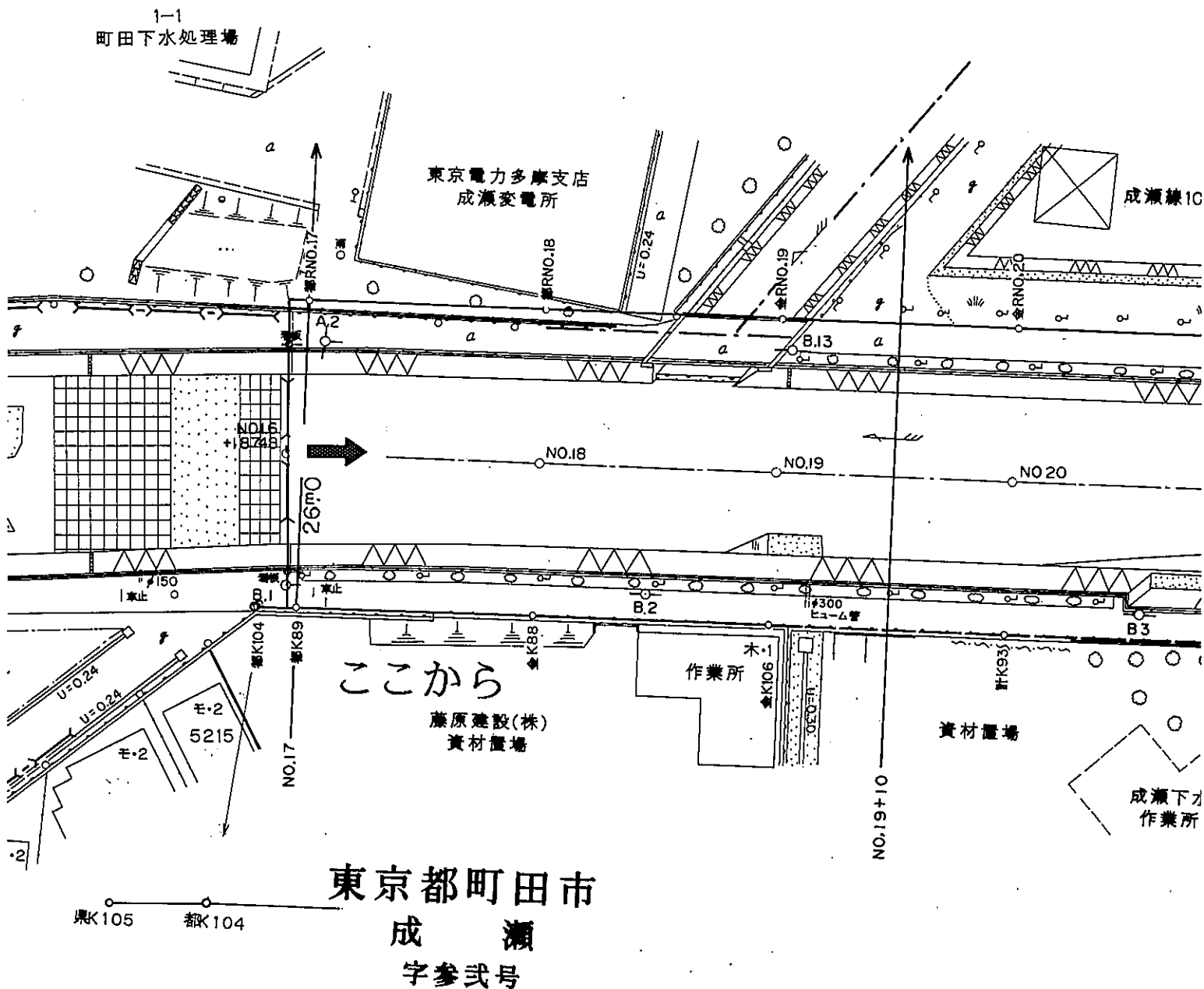
成瀬下
作業所

東京都町田市

成瀬

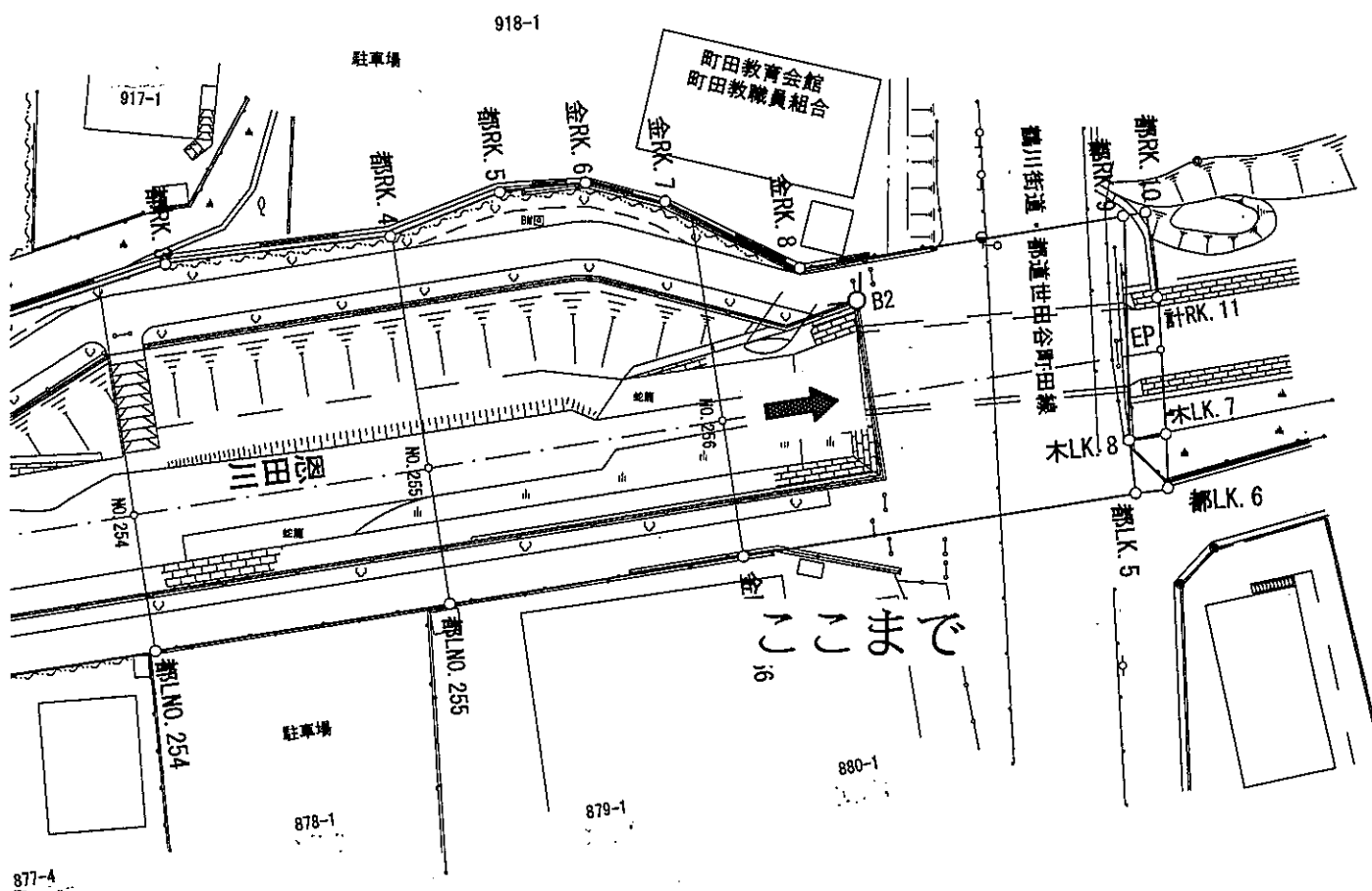
字参式号

県K105 都K104



恩田川対象区間上流端

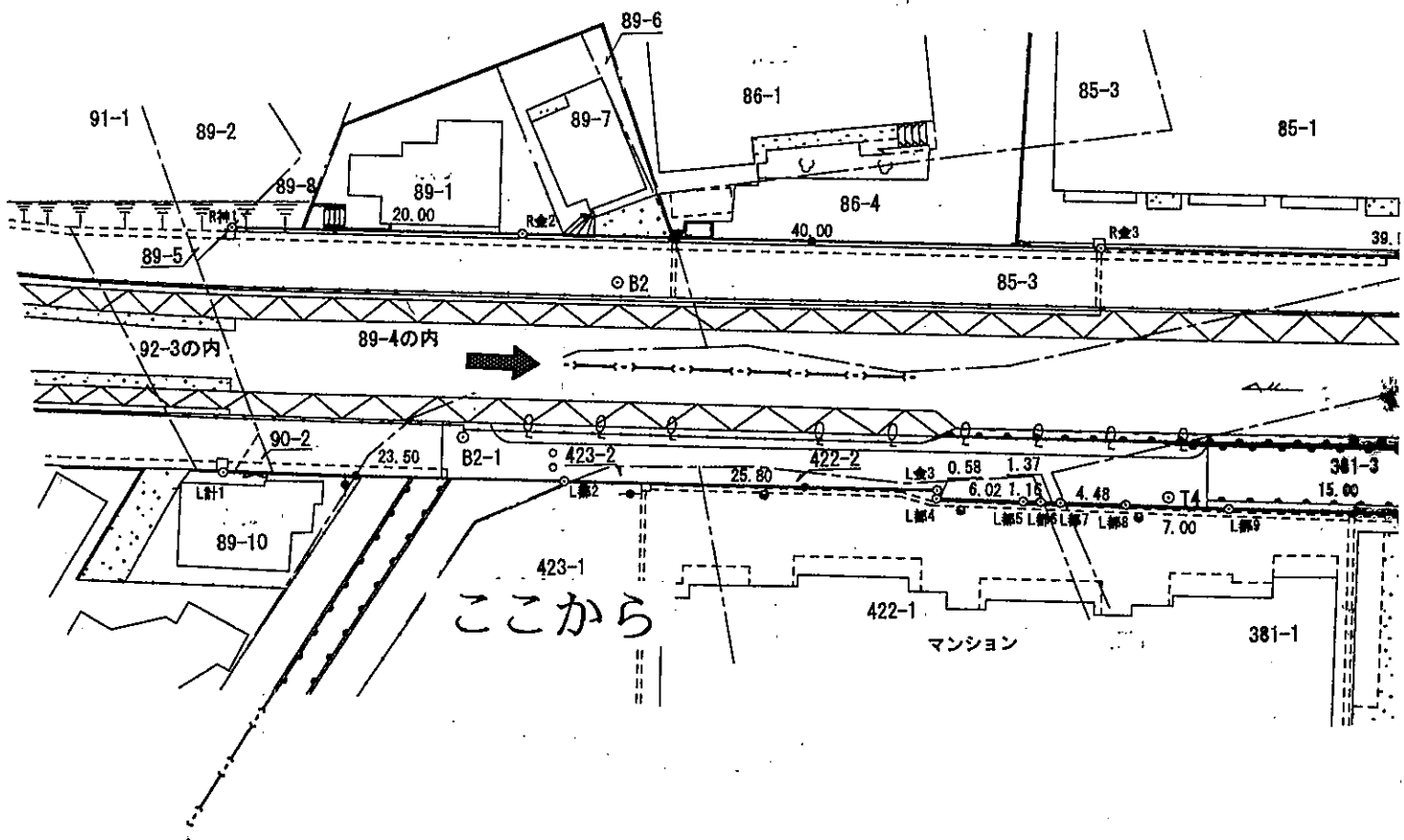
東京都町田市
本町田字7号



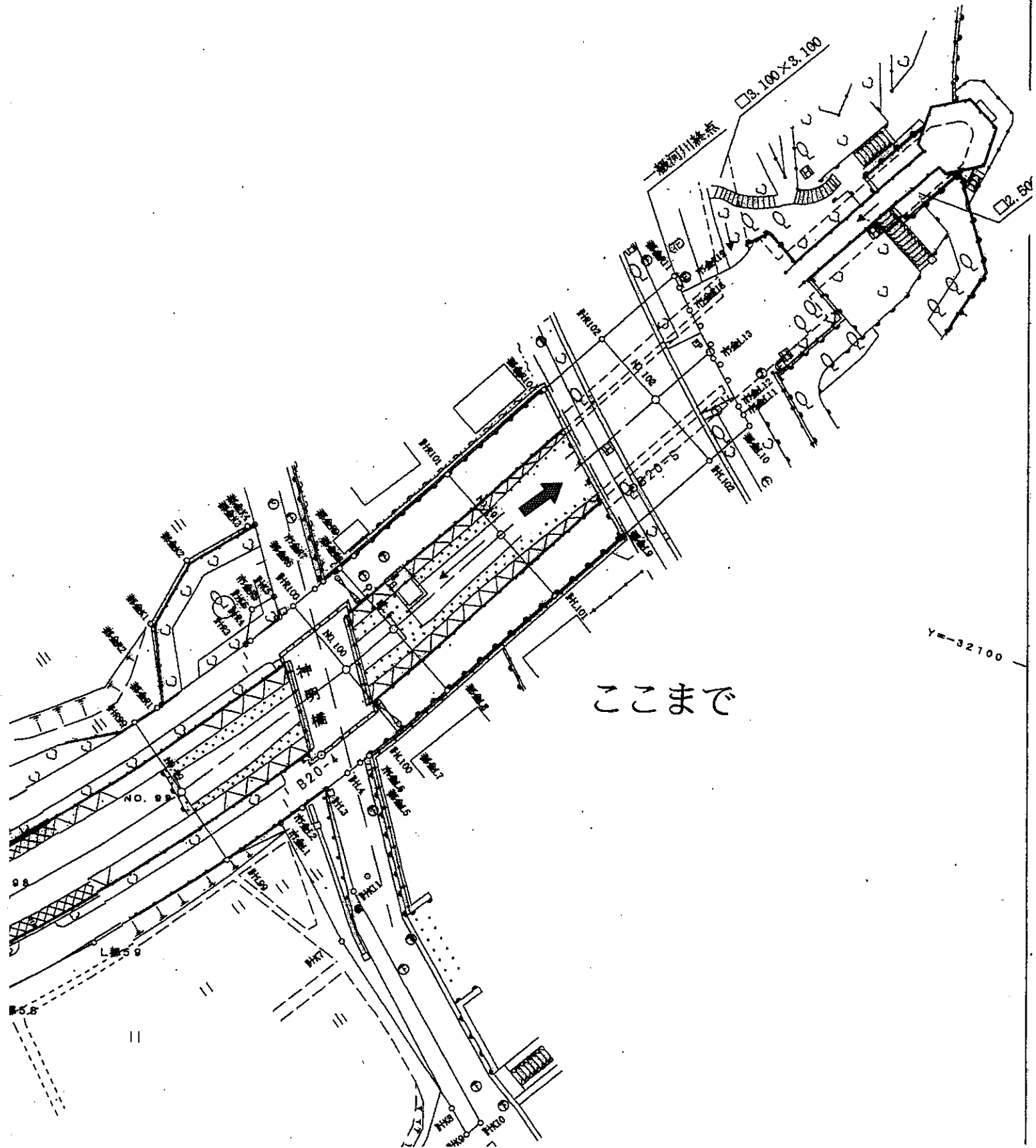
真光寺川対象区間下流端

川崎市麻生区

岡上字川内



真光寺川対象区間上流端

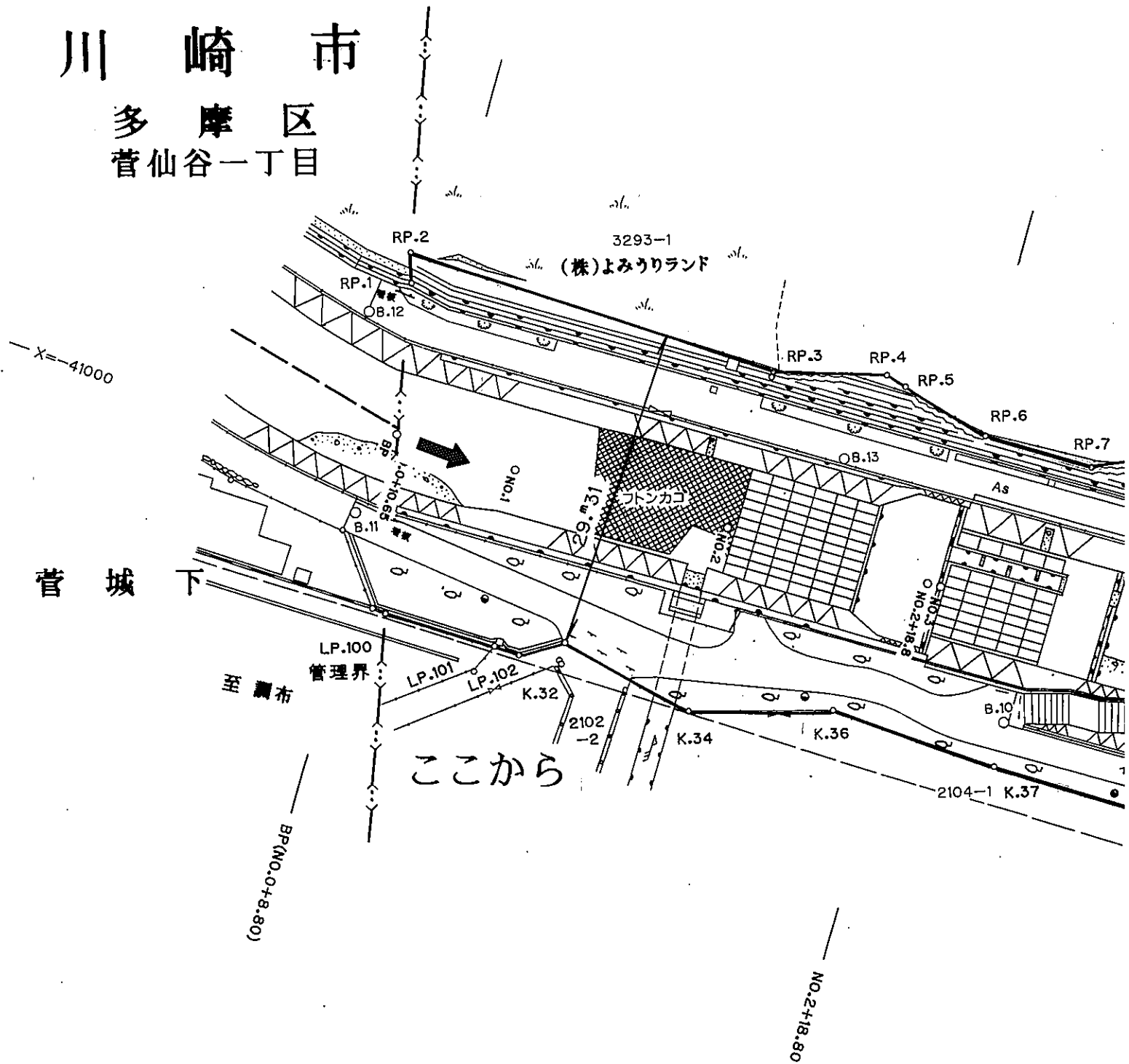


三沢川対象区間下流端

川崎市

多摩区

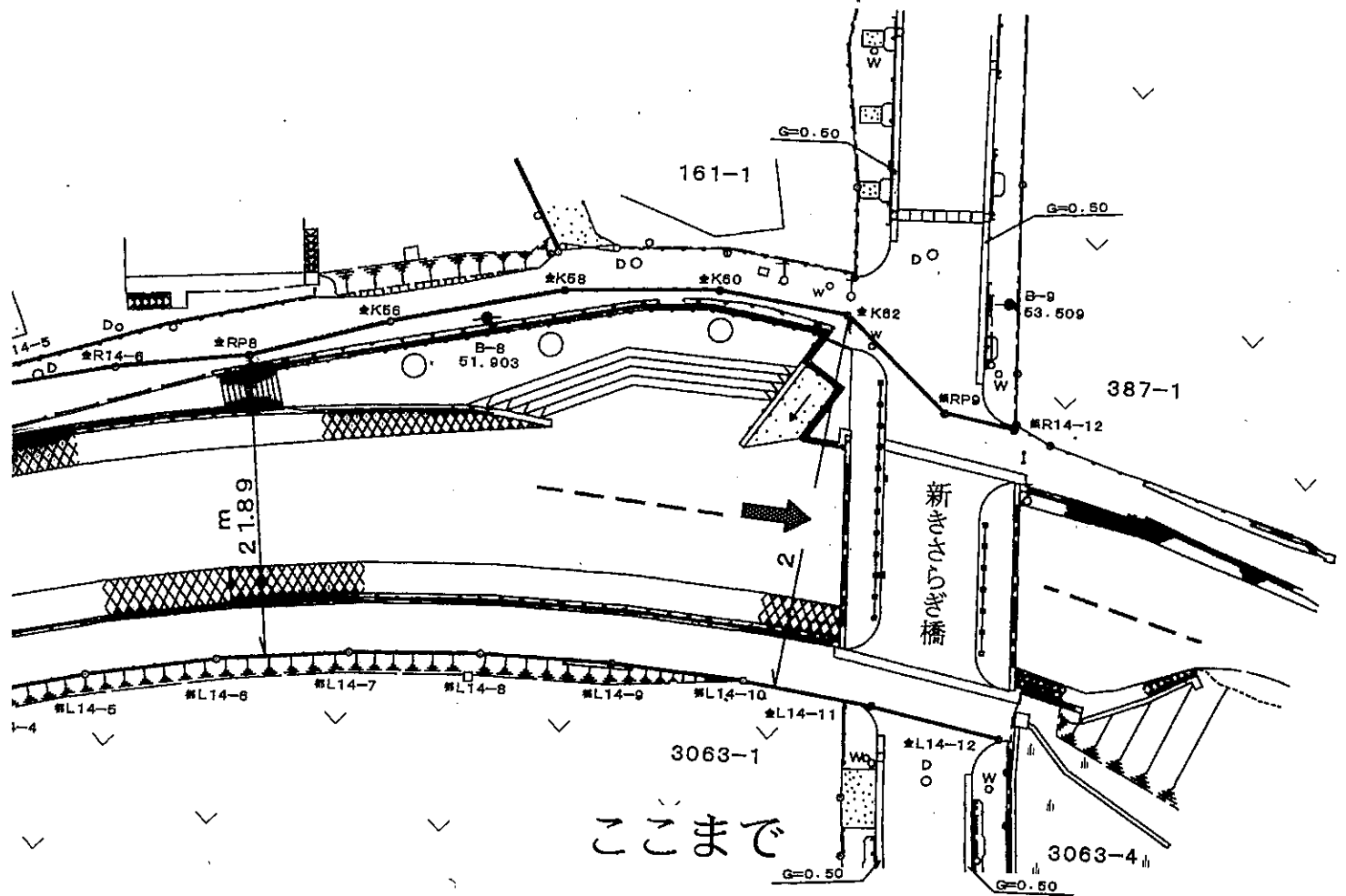
菅仙谷一丁目



三沢川対象区間上流端

坂 浜 字 2 号

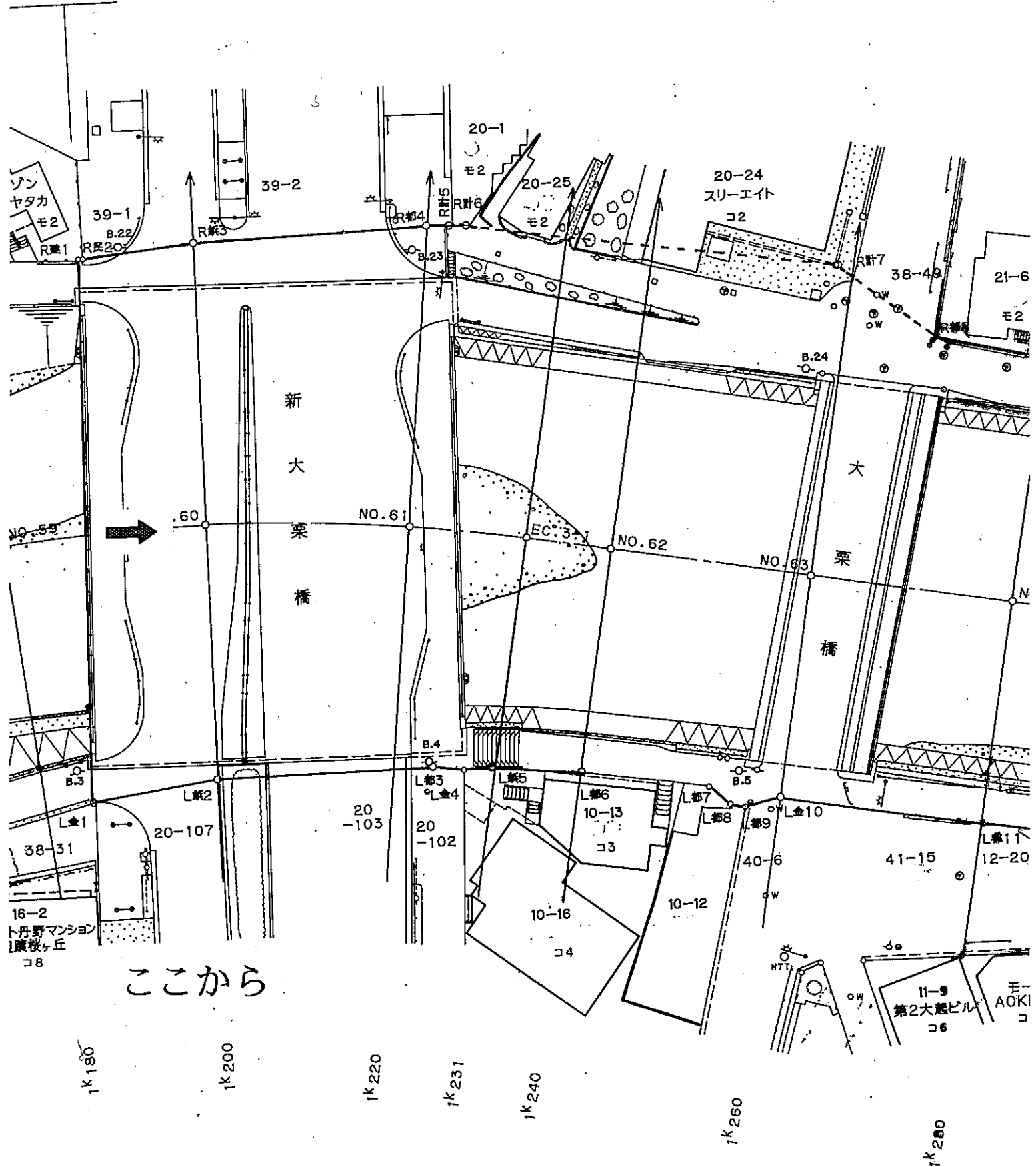
坂 浜



大栗川対象区間下流端

関戸五丁目

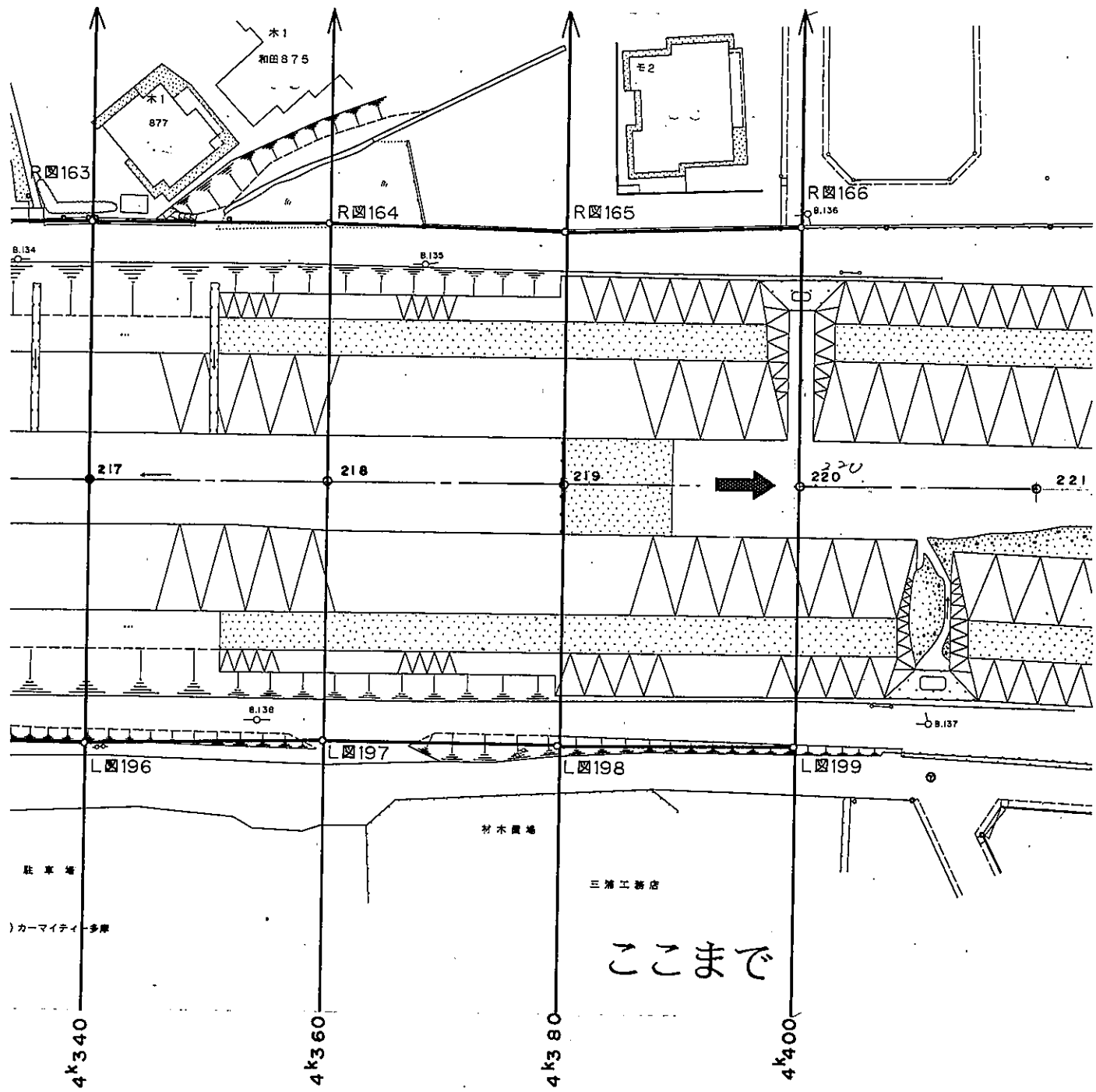
東京都所管



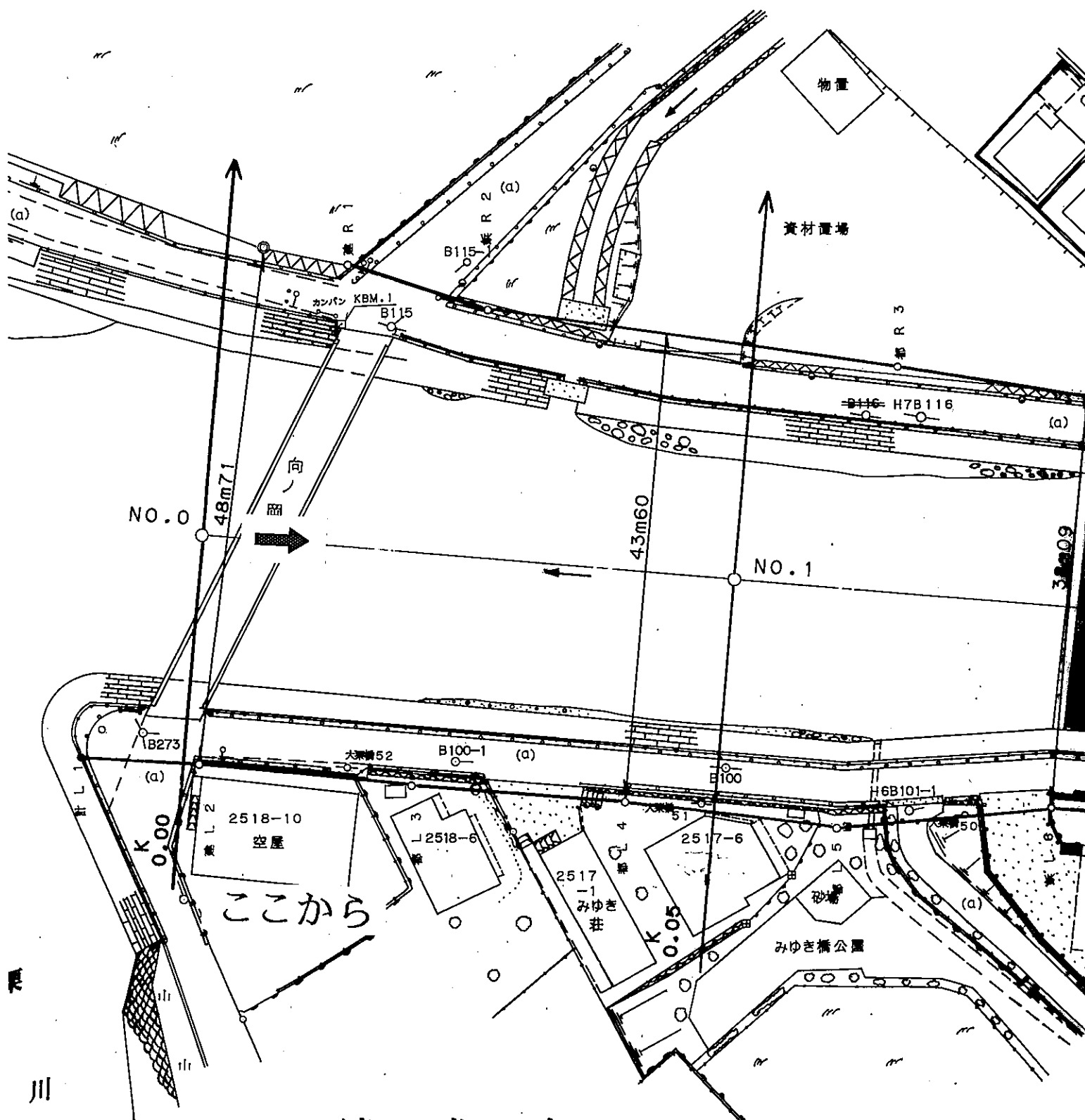
関戸三丁目

大栗川対象区間上流端

八王子市大塚

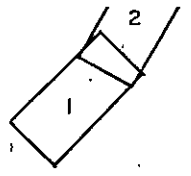


連光寺1丁目
乞田川対象区間下流端

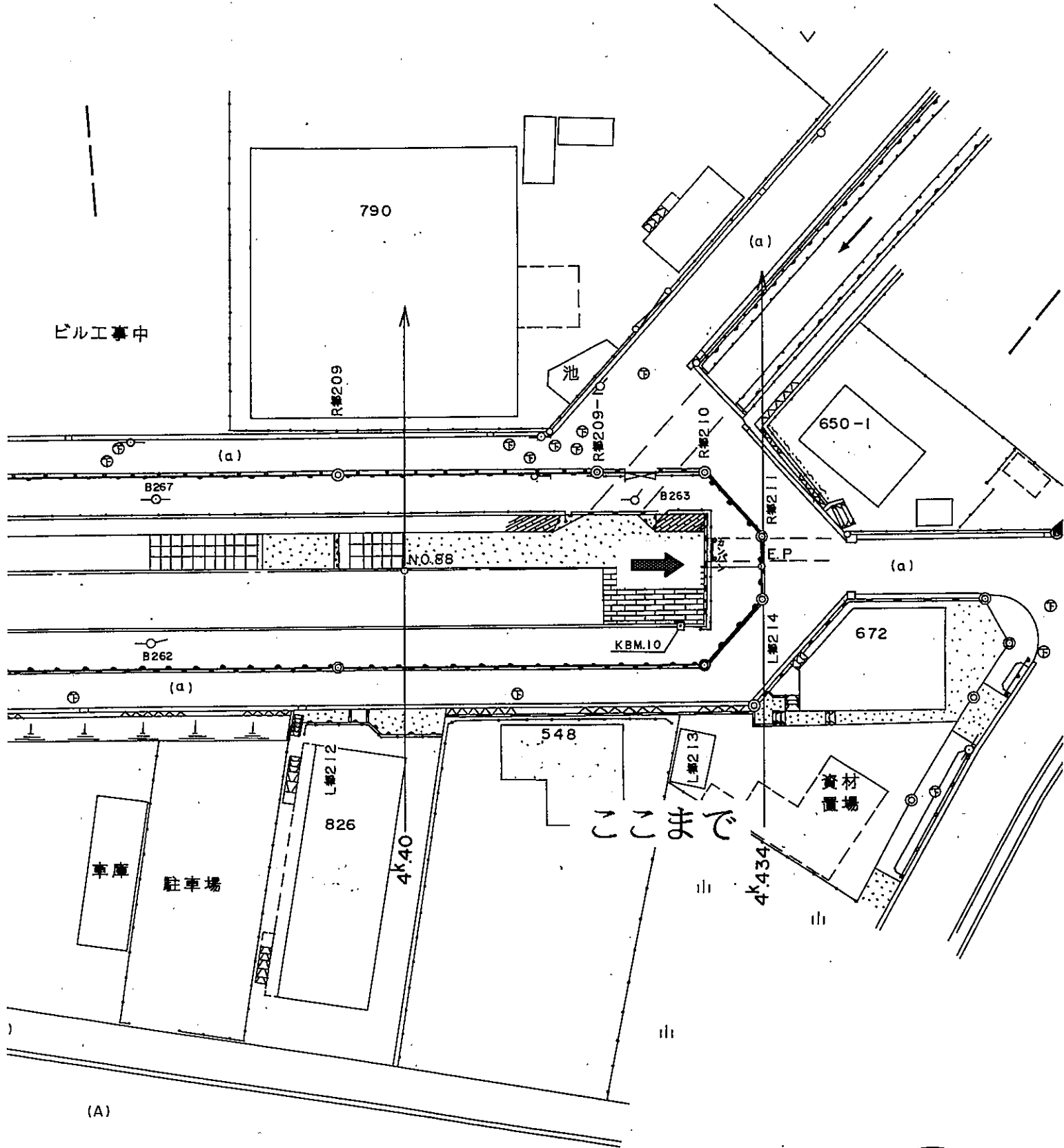


寺 光 連
岡 ケ 字

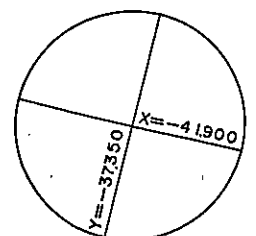
乞田川対象区間上流端



字 高 岸



字 稻 荷 前



境川対象区間上流端

ここまで

境川

中瀬ゴルフ練習所

五丁

107.4, 107.5, 107.6, 107.9, 108.1, 108.2, 108.3, 108.4, 108.5, 108.6, 108.7, 108.8, 108.9, 109.0, 109.1, 109.2, 109.3, 109.4, 109.5, 109.6, 109.7, 109.8, 109.9, 110.0, 110.1, 110.2, 110.3, 110.4, 110.5, 110.6, 110.7, 110.8, 110.9, 111.0, 111.1, 111.2, 111.3, 111.4, 111.5, 111.6, 111.7, 111.8, 111.9, 112.0, 112.1, 112.2, 112.3, 112.4, 112.5, 112.6, 112.7, 112.8, 112.9, 113.0, 113.1, 113.2, 113.3, 113.4, 113.5, 113.6, 113.7, 113.8, 113.9, 114.0, 114.1, 114.2, 114.3, 114.4, 114.5, 114.6, 114.7, 114.8, 114.9, 115.0, 115.1, 115.2, 115.3, 115.4, 115.5, 115.6, 115.7, 115.8, 115.9, 116.0, 116.1, 116.2, 116.3, 116.4, 116.5, 116.6, 116.7, 116.8, 116.9, 117.0, 117.1, 117.2, 117.3, 117.4, 117.5, 117.6, 117.7, 117.8, 117.9, 118.0, 118.1, 118.2, 118.3, 118.4, 118.5, 118.6, 118.7, 118.8, 118.9, 119.0, 119.1, 119.2, 119.3, 119.4, 119.5, 119.6, 119.7, 119.8, 119.9, 120.0, 120.1, 120.2, 120.3, 120.4, 120.5, 120.6, 120.7, 120.8, 120.9, 121.0, 121.1, 121.2, 121.3, 121.4, 121.5, 121.6, 121.7, 121.8, 121.9, 122.0, 122.1, 122.2, 122.3, 122.4, 122.5, 122.6, 122.7, 122.8, 122.9, 123.0, 123.1, 123.2, 123.3, 123.4, 123.5, 123.6, 123.7, 123.8, 123.9, 124.0, 124.1, 124.2, 124.3, 124.4, 124.5, 124.6, 124.7, 124.8, 124.9, 125.0, 125.1, 125.2, 125.3, 125.4, 125.5, 125.6, 125.7, 125.8, 125.9, 126.0, 126.1, 126.2, 126.3, 126.4, 126.5, 126.6, 126.7, 126.8, 126.9, 127.0, 127.1, 127.2, 127.3, 127.4, 127.5, 127.6, 127.7, 127.8, 127.9, 128.0, 128.1, 128.2, 128.3, 128.4, 128.5, 128.6, 128.7, 128.8, 128.9, 129.0, 129.1, 129.2, 129.3, 129.4, 129.5, 129.6, 129.7, 129.8, 129.9, 130.0, 130.1, 130.2, 130.3, 130.4, 130.5, 130.6, 130.7, 130.8, 130.9, 131.0, 131.1, 131.2, 131.3, 131.4, 131.5, 131.6, 131.7, 131.8, 131.9, 132.0, 132.1, 132.2, 132.3, 132.4, 132.5, 132.6, 132.7, 132.8, 132.9, 133.0, 133.1, 133.2, 133.3, 133.4, 133.5, 133.6, 133.7, 133.8, 133.9, 134.0, 134.1, 134.2, 134.3, 134.4, 134.5, 134.6, 134.7, 134.8, 134.9, 135.0, 135.1, 135.2, 135.3, 135.4, 135.5, 135.6, 135.7, 135.8, 135.9, 136.0, 136.1, 136.2, 136.3, 136.4, 136.5, 136.6, 136.7, 136.8, 136.9, 137.0, 137.1, 137.2, 137.3, 137.4, 137.5, 137.6, 137.7, 137.8, 137.9, 138.0, 138.1, 138.2, 138.3, 138.4, 138.5, 138.6, 138.7, 138.8, 138.9, 139.0, 139.1, 139.2, 139.3, 139.4, 139.5, 139.6, 139.7, 139.8, 139.9, 140.0, 140.1, 140.2, 140.3, 140.4, 140.5, 140.6, 140.7, 140.8, 140.9, 141.0, 141.1, 141.2, 141.3, 141.4, 141.5, 141.6, 141.7, 141.8, 141.9, 142.0, 142.1, 142.2, 142.3, 142.4, 142.5, 142.6, 142.7, 142.8, 142.9, 143.0, 143.1, 143.2, 143.3, 143.4, 143.5, 143.6, 143.7, 143.8, 143.9, 144.0, 144.1, 144.2, 144.3, 144.4, 144.5, 144.6, 144.7, 144.8, 144.9, 145.0, 145.1, 145.2, 145.3, 145.4, 145.5, 145.6, 145.7, 145.8, 145.9, 146.0, 146.1, 146.2, 146.3, 146.4, 146.5, 146.6, 146.7, 146.8, 146.9, 147.0, 147.1, 147.2, 147.3, 147.4, 147.5, 147.6, 147.7, 147.8, 147.9, 148.0, 148.1, 148.2, 148.3, 148.4, 148.5, 148.6, 148.7, 148.8, 148.9, 149.0, 149.1, 149.2, 149.3, 149.4, 149.5, 149.6, 149.7, 149.8, 149.9, 150.0, 150.1, 150.2, 150.3, 150.4, 150.5, 150.6, 150.7, 150.8, 150.9, 151.0, 151.1, 151.2, 151.3, 151.4, 151.5, 151.6, 151.7, 151.8, 151.9, 152.0, 152.1, 152.2, 152.3, 152.4, 152.5, 152.6, 152.7, 152.8, 152.9, 153.0, 153.1, 153.2, 153.3, 153.4, 153.5, 153.6, 153.7, 153.8, 153.9, 154.0, 154.1, 154.2, 154.3, 154.4, 154.5, 154.6, 154.7, 154.8, 154.9, 155.0, 155.1, 155.2, 155.3, 155.4, 155.5, 155.6, 155.7, 155.8, 155.9, 156.0, 156.1, 156.2, 156.3, 156.4, 156.5, 156.6, 156.7, 156.8, 156.9, 157.0, 157.1, 157.2, 157.3, 157.4, 157.5, 157.6, 157.7, 157.8, 157.9, 158.0, 158.1, 158.2, 158.3, 158.4, 158.5, 158.6, 158.7, 158.8, 158.9, 159.0, 159.1, 159.2, 159.3, 159.4, 159.5, 159.6, 159.7, 159.8, 159.9, 160.0, 160.1, 160.2, 160.3, 160.4, 160.5, 160.6, 160.7, 160.8, 160.9, 161.0, 161.1, 161.2, 161.3, 161.4, 161.5, 161.6, 161.7, 161.8, 161.9, 162.0, 162.1, 162.2, 162.3, 162.4, 162.5, 162.6, 162.7, 162.8, 162.9, 163.0, 163.1, 163.2, 163.3, 163.4, 163.5, 163.6, 163.7, 163.8, 163.9, 164.0, 164.1, 164.2, 164.3, 164.4,

(様式第 1 号)

河川協力団体指定申請書

年 月 日

(申請先)

殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

河川協力団体の指定を受けたいので、河川法第 58 条の 8 第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの
- 2 直近おおむね 5 年間の活動実績報告書 (様式第 3 号)
- 3 指定後おおむね 5 年間の活動実施計画書 (様式第 4 号)
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書 (課税対象団体である場合に限る。)
- 6 確約書 (様式第 5 号)
- 7 誓約書 (様式第 6 号)

(様式第 2 号) 1 枚目

第 号

河川協力団体指定証

住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

年 月 日付けの申請については、審査の結果適正であるので、
河川法第 58 条の 8 第 1 項の規定による河川協力団体として、下記により指定する。

年 月 日

河川管理者

記

指定内容

- (1) 法人等の名称
- (2) 活動を行う河川の区間
- (3) 指定番号

(教示)

- 1 本件指定に不服がある場合には、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、

本件指定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、本件指定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

- 2 本件指定については、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として(訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、本件指定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、本件指定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

直近おおむね5年間の活動実績報告書

1. 提出日

・ _____年 ____月 ____日

2. 法人等名

・ 法人等名 : _____

・ 代表者名 : _____

3. 活動実績

(1) 継続性 (活動内容及び活動期間)

- ・ 次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する)。
- ・ 「 」 内に、おおよその活動開始時期を記載してください。
- ・ また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等)。

①河川敷の除草又は清掃、ビオトープの整備等、河川管理者に協力して行う工事又は河川の維持

(_____)

「 _____年 ____月から提出日まで」

②不法行為の監視、河川の利用状況の把握等、河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(_____)

「 _____年 ____月から提出日まで」

③外来種又は希少種の調査等、河川の管理に関する調査研究

(_____)

「 _____年 ____月から提出日まで」

→次のページへ続く

- ④河川の安全利用講習、環境学習、防災マップづくり等河川の管理に関する知識の普及及び啓発

()

「_____年____月から提出日まで」

- ⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

()

「_____年____月から提出日まで」

(2) 公共性 (活動実績)

- ・ 次のいずれかに○印を付して、() 内に具体的な活動内容を記載してください (複数ある場合は複数可)。
- ・ また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください (例: 河川管理者等主催のクリーンアップ等河川清掃、水生生物調査等環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))。

- ①当該実績が、河川管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

()

- ②当該実績に河川管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

()

- ③当該実績に関して、河川管理者から協力に関する表彰実績がある。

()

- ④上記①②③に準じた河川管理者が認める活動実績がある。

()

以上。

指定後おおむね5年間の活動実施計画書

1. 提出日

・ _____年 ____月 ____日

2. 法人等名

・ 法人等名 : _____

・ 代表者名 : _____

3. 活動実施体制

(1) 実効性（実施体制、実施計画）

①活動時期、スケジュール

※おおよその活動時期を文章又は表形式により記載願います。

--

②活動内容・区間と配置人員

※具体的な活動内容・区間とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

--

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

--

→次のページへ続く

(2) 貢献度(活動方針、協力姿勢)

①活動方針

※河川管理への貢献を含め、文章により記載願います。

②河川管理への協力姿勢

※実施に当たり河川管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性(地域への配慮等、地域と連携)

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮等を文章により記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

※A4版で1～4枚程度を目安として作成してください。

(様式第 5 号)

確 約 書

年 月 日

(申請先)

〇〇建設事務所長 (〇〇区長) 殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

当申請者は、下記について相違ありません。

- 1 宗教活動又は政治活動を活動目的としていません。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていません。

(様式第 6 号)

誓 約 書

年 月 日

(申請先)

〇〇建設事務所長 (〇〇区長) 殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

当申請者は、河川協力団体の指定を受けた場合に、河川協力団体としての活動以外では、河川協力団体と称して活動を行わないことを誓約します。

(様式第 7 号)

河川協力団体指定通知書

住 所

団 体 名

代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった件について、河川法第 58 条の 8 の規定に基づき、別紙
河川協力団体指定証のとおり河川協力団体に指定したので、その旨通知する。

〇〇年〇〇月〇〇日

○ ○ ○ ○

河川協力団体非指定通知書

住 所
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった河川協力団体の指定については、下記理由により非指定とする。

非指定とする理由
〇〇〇〇のため

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

河川協力団体改善命令書

住 所
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付けで指定を行った河川協力団体としてのあなたの活動について、適正かつ確実に実施していると認められないことから、河川法第 5 8 条の 1 0 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり改善を命ずる。なお、本命令に応じない場合、河川協力団体の指定を取り消す場合もあることを、合わせて通知する。

〇〇年〇〇月〇〇日

○ ○ ○ ○

記

- 1 河川名及び場所
- 2 活動内容
- 3 改善すべき内容

(様式第 1 0 号)

報 告 書

年 月 日

〇〇建設事務所長（〇〇区長） 殿

住所
事務所の所在地
法人等の名称
代表者氏名

河川協力団体指定準則第 1 2 第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

指定年月日	年 月 日	
指定番号	第 号	
報告事項	☐ 河川協力団体の代表者の変更 ☐ 河川協力団体の解散 ☐ その他 ※該当する□に、レ印を記入	
報告内容		
変更内容	変更前	
	変更後	

河川協力団体指定取消通知書

住 所
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇号により河川協力団体の指定を行ったことについて、下記のとおり指定を取り消すこととしたので、その旨通知する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇 〇 〇 〇

記

1 指定番号

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇〇第〇〇〇号

2 河川協力団体の活動として指定した河川及び区間

〇〇川のうち、〇〇橋下流から〇〇橋上流の〇〇建設事務所（〇〇区）が管理する区間

3 河川協力団体としての活動内容

〇〇〇〇

4 取消理由

〇〇〇〇のため

(教示)

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、〇〇〇〇を被告として（訴訟において〇〇〇〇を代表する者は〇〇〇〇となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。